

夢の森アンサンブルコンテスト実施要綱

夢の森アンサンブルコンテスト実施規定は以下のように定めるものとする。

(実施)

第1条 夢の森アンサンブルコンテスト（以下「コンテスト」という）は公益財団法人さいたま市文化振興事業団（以下「事業団」という）が主催し、プラザイーストを会場として毎年1回主催して行うもので次の方法により開催するものとする。

(参加資格)

第2条 本コンテストの参加資格は次のとおりとし、出場グループ数の1校あたり3グループまでとするものとする。

2 さいたま市内の中学校（公立及び私立は問わない）に在籍し、正規の授業、若しくは部活動として、吹奏楽を修得している生徒が参加資格を有するものとする。

(奏者の制限・演奏曲目)

第3条 出場グループは自由曲1曲を演奏し、審査を受けるものとする。ただし組曲は1曲とみなすものとする。

(編成)

第4条 各グループの構成メンバーは2名以上10名までとし、編成は、木管楽器、金管楽器、打楽器等で、参加人員以内で演奏するものとする。ただし、次の各項は認めないものとする。

- (1) 同一パートを2名以上の奏者で演奏すること。
- (2) 独立した指揮者をおくこと。
- (3) ピアノのみの演奏または、ピアノを含む2人の演奏。
- (4) コントラバスのみで編成を組むこと。
- (5) 複数グループに同一の生徒が参加をすること。

(演奏時間)

第5条 演奏時間は5分以内とし、これを超過する場合は失格とし、審査の対象とならないものとする。

(出場申込)

第6条 コンテストに出場する団体は、実施に先立ち、その年ごとの実施細目によって決定された方法により、出場申込を行うものとする。

(申込内容の変更)

第7条 申込内容の変更は原則として認められないが、やむを得ず次の項目について変更する場合はコンテスト前日までに書面申請を行い、承認を得るものとする。なお、口頭または電話のみによる申請は原則としてこれを認めないものとする。本条の手続きを行わずにコンテストに出場した場合は、失格とし審査の対象とならないものとする。

- (1) 編成
- (2) 演奏曲目。ただし、著作権法上演奏が認められない場合に限る。

(出演順序)

第8条 各グループの出演順序は、原則、スコア順または学校順とするものとする。

(スコア順)

第9条 スコア順は下記のとおりとするものとする。

- (1) 同属楽器は人数順
- (2) それ以外は木管楽器（フルート、オーボエ、クラリネット、ファゴット、サクソ）、金管楽器（トランペット、ホルン、トロンボーン、ユーフォニアム、チューバ）、打楽器

(審査委員長及び審査員)

第10条 審査員は事業団が人選をし、委嘱を受けるものとする。審査員の数は、原則として3名又は5名とするが、委嘱を受けたのち、審査員各個人の事由により審査不能の状態が生じ実行委員会が補充困難と認めた場合は、減員のまま審査を行うものとする。

2 事業団は互選により審査委員長1名を選出し、審査委員長は審査員の統括、審査の運営が円滑に進むよう指揮を行うものとする。

(表彰)

第11条 審査委員長の審査結果報告により、出場全グループを「ゴールドドリーム賞」「シルバードリーム賞」「ブロンズドリーム賞」として表彰するものとし、更に「ゴールドドリーム賞」の中から「夢の森アンサンブルコンテストチャンピオン」と「夢の森アンサンブルコンテスト特別賞」を授与するものとする。

(受賞の取り消し)

第12条 コンテスト終了後、参加グループの出場資格に疑義が生じた場合は、事業団がこれを調査審議し、入賞を取り消すことができる。

(出場に関する費用)

第13条 コンテスト出場に関する一切の費用は、当該各団体が負担するものとする。

(本規定の改廃)

第14条 本規定は事業団の決議により改定することができる。

附 則

この規定は、平成24年8月29日より施行する。

この規定は、令和3年6月1日より施行する。